

〈思想〉としての「ア・プリオリな総合判断」の形成 ——批判的形而上学生成史の観点から

山 根 雄一郎

Eine Studie zur Ausbildung der „synthetischen Urteile a priori“ als eigenen Denkens Kants

—Vom Standpunkt der Entstehungsgeschichte der kritischen Metaphysik aus—

Yuichiro Yamane

Im Kantkorpus der kritischen Periode gibt es die zweierlei Formulierungen der Unterscheidung analytischer und synthetischer Urteile. Die *erste*, wahrscheinlich von einer Logikvorlesung in den siebziger Jahren herkommende Formulierung [A6f.=B10f.] ist in Wirklichkeit ganz nicht genügend deswegen, weil sie einen zum Missverständnis verleiten kann, als ob selbst die „Anschauungen“ durch die Analysis der – davon streng zu unterscheidenden – gegebenen „Begriffe“ gewonnen werden könnten. Eben deshalb beruft sich seit den achtziger Jahren beinahe jede Schrift auf die *zweite* Formulierung [A7=B11], die den diskursiven Charakter der kritischen Metaphysik auszeichnen kann. Vom Standpunkt der Unterscheidung beider Urteilsarten aus kann das *eigentliche* „Dritte“ bei synthetischen Urteilen a priori nicht zuerst die „Apperzeption“ darstellen, sondern muss vielmehr die „Anschauungen a priori“ zugrunde legen, vermitteltst deren erst die Kategorien und Grundsätze jeden Gegenstand der Erkenntnis konstruieren können.

序 問題の所在

本稿の目的は、「ア・プリオリな総合判断」（以下 sUa と略記。同様に「分析判断」「総合判断」を aU, sU と略記する）という批判的思考を特徴付ける判断様式を既存の aU から分離独立させるべく模索するカントの思索を跡付けつつ、sUa という新たな〈思想〉を通じて表現される「学としての形而上学」の特質を確認することにある。

さて、「形而上学」はア・プリオリな認識たることを自ずから要求する [Vgl. BXVI]。当代の通念では、かかる認識は専ら aU という仕方で与えられるのであった^①。ところが批判期のカントは、

「純然たる諸概念による理性の認識の拡張」を企図する学 [XX262] である「形而上学」の根本命題は、むしろ sU からなるのだと主張する [Vgl. IV273f. ; Prol. § 2-c ^②]。sU は通例解されるごとくア・ポステリオリなものだけでなく、ア・プリオリな sU も存在する、というわけである。ここにはすでに、ア・ポステリオリなものはア・プリオリなものに支えられねばならない、別言するならば、前者に対する後者の存在論的優位、といったカントの信念が潜んでいる。その上で、この種の sUa には、現に「経験」を織り成す sU 一般を可能にする超越論的制約という身分が割り振られる。してみれば、判断一般を aU と sU とに区分する周知の教説の核心は、概念分析のみで完結するゆえにア・プリオリである従来の aU から、概念分析で完結しないにも拘らずア・プリオリな判断すなわち sUa を峻別し得る根拠——ないし、見方によればむしろひとつの哲学的立場——を開示する議論にこそあるのであって、それは取りも直さず批判的な「形而上学」の成否を賭けた作業に他ならなかったのだ、とも解し得ることになろう。実際、『プロレゴメナ』において、「綜合判断と分析判断の区別一般について」の議論が、「そのみが形而上学的と称され得る認識様式 Erkenntnisart について」の探究に動機づけられている事実 [Vgl. IV266 ; Prol. § 2] は、そうした解釈の妥当性を裏付けるもののように思われる。

右の見通しを踏まえつつ、本稿では、カントが aU と sU を区別する際その定式化の仕方にヴァリエーションの見出される事実に着目する。両判断の区別をめぐる叙述が批判期を通じて必ずしも安定していないことは、すでに一部の先行研究によっても取り沙汰されている^③。カント生前以来、このことがときに議論を必要以上に紛糾させたのは確かであろう。しかし、反面においては、かかる差異の存在は、sUa という批判哲学に固有の〈思想〉に適合的な世界の分節化の仕方を従来の判断論と対峙する中で鍛造しようとする、カントの思索の軌跡を浮かび上がらせ得るものとも期待される。その意味で本稿は、批判的形而上学の生成史の観点からこの思索過程を再構成しようとするひとつの試みでもある。

I 1770年代における両判断様式の区別に関わる伝統的定義と、その継受

まず、カントの思索史において判断ないし命題を aU と sU とに分属させる〈思想〉の定着した時期について触れておく。この〈思想〉は、1770年の教授就任論文では少なくとも明示的には言及されない^④ものの、筆記者本人によって1772年5月と記された表紙をもつ^⑤カントの論理学講義の筆記録には、明確な言及が存在する。このことから、1770年代前半にはすでに定着したことはほぼ確実と考えられる。すなわち『フィリピの論理学』と呼び習わされている同筆記録にはこうある：「分析的な諸命題ないし諸判断とは、私が主語を分解する場合にその内に述語を見出すような、従って分解を通じて同一性を見て取るような、そういった諸命題ないし諸判断である。[…] あらゆる分析的諸命題は同一律と矛盾律とに服し、そこから証明される。ところが総合的諸命題とは、述語が主語の概念の内に存しているのではなく、全く異なるものとして付け加えられるような諸命題である。」[XXIV₁ 443]^⑥。この記述は、カントが自らの論理学講義で教本として用

いたマイアーの『論理学綱要 *Auszug aus der Vernunftlehre*』(1752年刊。以下『綱要』と略記)の§192へのコメントとされている⁷。同節でマイアーが論じているのは、「証明可能な認識 *erweisliche Erkenntniss*^[sic!] (cognitio demonstrabilis)」と「証明不可能な認識 *unerweisl. Erk.* (cogn. indemon.)」との区別である⁸。ヴォルフ派の常として、証明の能不能の基準は矛盾律である。ところが、『フィリピの論理学』の前引箇所直前には、「すべての証明可能な命題は分析的か総合的かである」とあり、カントは両判断を区別するに先立って「証明不可能な命題」を埒外に置いていると解される。この点に特に注意を払っておきたい。

ともあれ、主語概念の「分解」によって述語概念との「同一性」を確認し得るか否かを両判断の判別規準とする態度に関する限り、それは、『純粹理性批判』(以下、第一批判と記す)での著名な定義(以下、定義甲と記す)にそのまま受け継がれるものと見てよい:「述語に対する主語の関係がその内で思考される一切の判断にあつては、[...] こうした関係は二様の仕方で可能である。述語 B が主語 A に、この概念 A に(隠された仕方で)含まれている何かとして属するか、または、B になるほど概念 A と結び付けられてはいるのだが概念 A の全く外に存するか、である。私は前者の判断を分析的、後者の判断を総合的と名付ける。つまり、分析的諸判断(肯定的な)とは、主語と述語の結合が同一性によって durch Identität 思考されている諸判断であるが、こうした結合が同一性によらずに ohne I. 思考される諸判断は総合的諸判断と称されるべきである」[A6f. = B10f.]。このように、主語と述語の「同一性」を徴表として判断を捉える思考様式は、容易に推察されるように、一切の可能な述語を含む主語であるモナドの内容の分析として判断を捉えるライプニッツによる図式⁹へと遡るものと言える。こうした思考様式は前批判期を通じて定着しており、また、当代の講壇哲学の伝統に則った言わば由緒正しいものでもあることが、すでに指摘されている¹⁰。

II 1780年代における第二の定義の導入

ところが、これも周知のように、第一批判「序論」では、両判断様式について「通常引用される」定義である定義甲に引き続いて、もうひとつの「異なる、しかしその称するところでは同等の」説明が加えられている¹¹。以下ではこれを定義乙と称する。すなわち、「前者 [= aU] を解明的諸判断、後者 [= sU] を拡張的諸判断とも称することができるだろうが、それは、前者は、述語によって主語概念に何も付け加えることがなく、主語概念を専ら分解によって、その同じ主語概念¹²の中ですでに(混乱した仕方ではあるにせよ)思考されていた部分諸概念へと分析するものであるのに対して、後者は、或る述語を主語概念に付け加えるのだが、この述語は、主語概念の中では全く考えられておらず、主語概念の分析によっては引き出されてくることができなかつただろうものだからである」、と [A7=B11]。

1780年代のカントは、伝統的な定義甲だけでは両判断様式の説明として不十分であると考えるに及び、別様の表現による定義乙を追加したのだと見当を付けることが許されよう。しかし、事

態は思いのほか問題含みであるように私には思われる。

というのも、序で触れた『プロレゴメナ』の一節では、定義甲に相当する説明が何故か全く放棄され、専ら「解明的 *erläuternd*」「拡張的 *erweiternd*」といった定義乙に固有の表現に訴えることによって両判断の区別が主張されているからである [Vgl. IV266f.; Prol. § 2-a]。のみならず、カント自身の委託により1800年に公刊されたイエッシェ編『論理学』の原本のひとつに比定される¹³ほどの完成度を誇る『ペーリッツの論理学』¹⁴に見える「分析と総合」と題された一節でも、定義甲ではなく定義乙が採用されている、という事実がある [Vgl. XXIV₂ 539]¹⁵。これらに注意を怠らないなら、定義甲は、批判期の思索の深まりに伴って、事柄の本質を射当てる上でそれだけでは絶対に自立し得ない重大な難点を孕む説明として自覚されるに至った可能性が色濃い。この点に1770年代までの理解との顕著な差異を見て取ることができるように私は考える。以下、節を改めて検討したい。

Ⅲ 両判断様式の判別規準の再構築——定義甲から定義乙へ

定義甲の難点は、なによりも、それが *aU* と *sU* の区別を与える と称しながら、実は *aU* と非・*aU* とを区別するに過ぎず、その結果、両判断の区別があたかも概念の分析（この観点に限ればすでに『綱要』§ 139にある）の成否によってのみ決着のつく純粋に論理的な問題であるかのような印象を与えてしまっている点にある、と考えられる。周知のように、批判期に固有の「総合判断」は、主語概念に述語を付け加える際に（概念ならざる）「第三者」を要求する [Vgl. A155=B194; A733=B761] が、定義甲にはこの点が全く反映されていないのだ。加えて、肝腎の「同一性」なる鍵概念が事態を整理するための方法概念として果して適切かという問題がある。なぜなら、第一批判においても矛盾律はなお消極的には一切の判断の真理規準とされており [Vgl. A151=B190f.]、その限り両判断はともに同一律に服するからである。この大枠を堅持しながら、他方において、*sU* とは「同一律の下で *unter* 真であるが同一律によって *durch* 真なのではない」判断であり、*aU* とは同一律の下で真でありかつ「同一律の威力によって *kraft* も真であり得る」判断だ¹⁶とする入り組んだ主張を明快に貫徹するのは容易ではないであろう。定義甲は、（定義乙に言う「認識の拡張」がそこで実現されるべき）「総合」に要する道具立てについて何も示唆しないからである。

第一批判上梓の後、『プロレゴメナ』で両判断様式の区別を再び論じるに際して、「諸判断は […] 内容の見地から *dem Inhalte nach* 区別されるのだ」 [IV266; Prol. § 2-a] と、改めて念を押さなければならなかったのもまさにこのゆえであつたろう。「内容の見地から」判断を考察するのは、「認識の全内容を […] 捨象し […] 思考一般の形式のみを考察する」ところの「一般論理学」ではあり得ない [A55=B79]。そうではなく、それは、「感性和知性の区別」を「認識の内容と起源に関わる」もの、すなわち「超越論的」なものを見なす [Vgl. A44=B61]、そうした論理学である。それは、認識を「概念」と「直観」という異種なる表象の結合として扱う論理学であ

る、とも言い換えられよう。こうして見るならば、カントが両判断の区別を「内容」に関わるものとして際立たせているのは、この区別が従来の「ライプニッツ・ヴォルフ哲学」[A44=B61] 流の判断枠組に収まらない彼独自の「超越論的論理学」の概念装置であり、従って、両判断の区別という一見形式的な手続きを行なうにあたってそもそも「総合判断の可能性を説明すること」[A154=B193]こそが本質的に重大な問題なのだ、という点へと注意を促す意図に発していることが理解されよう。

さて、両判断の区別の定着が1770年代前半の論理学講義のうちに確認し得ることは第Ⅰ節にて述べた。ところが、対蹠的なことに、1780年代以後の彼は、アカデミー版全集第24巻第2分冊と、最近翻刻されたピンダー編『論理学講義——未公刊文書群』（略号LV）とに収められた筆記録から推知し得る限り、両判断の区別がそこで語られて当然とも思える判断論・推理論の文脈において[Vgl. IX111; § 36]、少なくとも、以前の『フィリピの論理学』でのような端的な定式の呈示といった仕方ではこれに全く言及していない、という興味深い事実がある¹⁷。件の区分が批判的思考の一大前提であることを顧るならば、この事実は一見奇妙にも映る。しかし真相は逆であって、批判期におけるカントの思索の整合性を証するものとすら解し得るのだ。一群の論理学講義筆記録の序論部の多くにおいて、講義の場で念頭に置かれるのは、前段落に触れた通り認識内容としての客観への連関を全く捨象する「一般論理学」であることが明言されているのを看過すべきでない[Vgl. z. B. XXIV₂ 504f.; LV15f.; 278f.; 509]。他ならぬこの事情のゆえに、認識の「内容の見地から」なされるべきだと彼自身の主張するところの、つまり「超越論的論理学」に固有のものであるべき両判断の判別規準への講義でのあからさまな言及は、意図的に控えられに至ったものと推察される¹⁸。すなわち、歴年の論理学講義における判断区分への言及の程度から、「超越論的論理学」の生成の程度が、そのごく片鱗ながらも窺われるとも言えるのである。

とはいえ、こうした次第で総じて禁欲的な叙述のうちにも、主題的ではないまでも両判断の区別を明らかに意識していることを窺わせる文言は、断片的にしろやはり見出される。一連の論理学講義が三批判書の相次いで刊行された批判的思想の爛熟期に行われた（と推定される）ものである以上、そのこと自体は何ら不自然ではないと言えよう。

例えば、1792年夏学期の講義筆記録とされる『ドーナ・ヴントラッケンの論理学』¹⁹には次のような条りがある：「解明するとは単に諸概念を分析することの謂であるが、お馴染みの諸概念を超えて行く hinausgehen 場合には、拡張を行々と称される。理性認識を純然たる概念によって拡張しようとする場合に、いっそうの批判が何らなされないとすれば、人はすでに独断論者なのである」[XXIV₂ 745]。この叙述において両判断の区別が念頭に置かれていることは内容的に見ても疑い得ないが、それ以上に注目すべきは、すでに見た『プロレゴメナ』や『ペーリッツの論理学』に引き続いて、件の区別が古式ゆかしい定義甲ではなく、定義乙に固有の「解明」「拡張」といった言い回しにまたもや託されていることである。右の一連の事実から、カントが1780年代を通じて己の批判的思考の洗練充実を絶えず図り行くなかで、両判断の判別規準を定義甲から定義乙へ

と周到かつ確実にシフトさせていったであろうことを推し量るのは、決して強引ではないであろう。

IV 批判的境位の自覚と、伝統的な定義甲の〈破綻〉

かかる解釈を裏付けるものとして、このシフトが理性批判の構想と平行して模索され始めたことすら示唆し得る文献が、近年になって発掘されている。すなわち、1777年に公示されたベルリン学術アカデミーによる懸賞課題への言及を含む [Vgl. LV LVII, Anm.92] (従って少なくとも同年以後批判期にかけての成立を確実に視し得る)²⁰『ワルシャワ論理学』にこうある：「直接的に確実な判断とは証明が何ら可能でない判断のことだ。つまり基本的諸命題 *Elementarsätze*^[sic!] ということだ。それは分析的か総合的かだ。私が確実性を同一性によって²¹見て取るなら分析的だが、私が概念に何かを付け加えるなら総合的だ」[LV 630]。

「基本的諸命題」に言及する箇所まではイエッシェ編『論理学』に平行句を見出すことができ [Vgl. IX110; § 33]、確かに批判期近くの成立であることを窺わせる一方、aU を同一性基準によって評価し、sU を「概念に何かを付け加える」判断として捉えている点を押さえる限り、第 I 節に見た1770年代前半の『フィリピの論理学』での叙述と大差ないとも言えよう。ところが、目下のテキストにおける両判断の区分は、『フィリピの論理学』におけるとは質的に全く異なった地盤の上で遂行されていると解されるのである。まさしくこの点に、カントの思考枠組が第一批判で先鋭化される本格的な批判期のそれへと鑄直され行く現場の一端を垣間見得るように思われる。

具体的に指摘するなら、sU の位置付けが明らかに変更されているという事実である。すなわち、『フィリピの論理学』では、二様の判断様式への区分が、矛盾律によって「証明可能な命題」の枠内でなされていた。これが、カテゴリーの演繹問題の自覚される以前の手続きであることは明白であろう。対するに、今や、両判断の区別の問題全体が、今度はマイアーの『綱要』§ 315 に対応する形で²²、「証明不可能な判断」の位相へと転じていることを看過すべきでない。ここでは、矛盾律によっては「証明不可能な判断」が「直接的に確実」な判断だとされ、sU はその地平に組み込まれているのである。私たちは、第一批判の「原則的分析論」の一節において、「ア・プリオリな総合判断」としての幾何学の公理が、文字どおり「総合的かつ直接的に確実（証明不可能）」[A164=B204] なものとして特徴付けられていたことを否応なしに想起せざるを得ない。

ところで、「証明不可能な命題」を「直接的」と規定することそれ自体は、恐らくは1760年代におけるクルージュスとの対質に由来する²³。カントは、『自然神学と道徳学の諸原則の判明性に関する考察』(1762年脱稿)で哲学における「証明不可能な命題」に言及しているが、この場合の「直接」性とは、思考の質料を「悟性」が（感性を経由せずに）「直接に知覚する」事態を指すものと解される [Vgl. II281]。これは言うまでもなく、感性形式の成立以前の思想である²⁴。従って、いま問われるべきはむしろ、第一批判以後の思考構造の中で、sU が「証明不可能な判断」として語られるとき、その標識とされる「直接」性はいかなる事態を意味するのか、ということである。

もはや明らかであろうが、「概念に何かを付け加える」判断の「直接」性とは、批判期の思考枠組においては、それだけでは認識対象を指示特定し得ない間接一般表象としての「概念」を、認識対象へと関係付ける直接個別表象としての「直観」[A320=B376f.; vgl. auch XX266]によって担われる性質に他ならない。『ワルシャワ論理学』の件の文脈においては、かかる固有の性質を備えた「直観」を俟って初めて成立するという批判期特有の意味でのsUが念頭に置かれるに至っている、と考えられるのである。先に第Ⅱ節で言及した『ペーリッツの論理学』と質的に同等視される『ブーゾルトの論理学』(1790年)²⁵では、「分析」によって「判明」性に到達するのは高々「概念」であって「対象」でないことがはっきり自覚され——ということはまた、超越論的観念論の布置における両者の哲学的身分の原理的な差異が前提され——た上で、「総合によって対象を判明にすること」とは「直観を提供するものを認識に付け加えること」だと言い換えられてもいる[XXIV₂ 636; vgl. auch IX63]が、これも今述べた「直観」の性格把握の延長上に理解し得るものであろう。

以上から窺い知られるごとく、批判期のsUの置かれた境位が、1770年代前半に両判断が区別されたその地平から隔絶しているのだとすれば、当初の判別規準を字面通りに受け継いだ定義甲は、定義乙と「同等」どころか、「直観」すら主語の「概念」の分析から得られるかのような誤解を誘いかねない点で破綻を運命付けられていたのだ、と言わねばならない²⁶。その意味では、『プロレゴメナ』(1783年)における定義乙への全面的なシフトは当然の成り行きであった²⁷。さらに万全を期すためには、カントは、第一批判の第二版(1787年)の刊行にあたって定義甲の削除に踏み切るべきであった、と私は思う。遺憾にもそうした措置が講じられなかった以上、議論の蒸し返しはその時点で予測されたことではあったのである。

V 認識の「ア・プリオリ」な拡張とは何か——伝統的語法との対決を通じて

果して、講壇哲学者エーバーハルト(1739-1809年)²⁸の論文『諸判断を分析判断と総合判断へと区分することについて』(1789年)におけるsUaへの批判は、主語と述語の「同一 einerlei」性を指標として、あらゆる判断を分類する立場に依拠する²⁹。この点からも窺える通り、なるほど確かに論文冒頭に定義乙への一瞥はある[Vgl. S.JAE, S.71]ものの、それは文字通り形式的に言及されているに過ぎないのであって、総体的にはむしろ、(カントの哲学的境位に即する限り)最早〈死に体〉と化している定義甲を標的とする議論が展開される。他方、カントによる反駁論文である『純粹理性の一切の新批判は旧批判によって無用とされるはずだ、との発見に関して』(1790年。以下『駁論』と略記する)が両判断の判別規準として採用するのは今や名実ともに定義乙である[Vgl. VIII228]。本稿の関心からして見逃し得ないエーバーハルトの論点を取り出すなら、それは、カントの言うaUとsUaとは主述両概念の「同一性」の如何に照らせば既存の枠組の中で区別可能だと論じ放った上で、形而上学におけるaUの一定の有用性を論じた『プロレゴメナ』の叙述[Vgl. IV273f.]を針小棒大に解して、旧来の形而上学的命題の有意味性を強弁する点である。後半

の主張が曲解の結果に過ぎないことはカント自身が窘めている通りである [Vgl. VIII 232f.]。むしろ検討を要するのは前半の主張である。それは sUa という批判的理説そのものの評価に関わっているからである。

エーバーハルトの理解によれば、aU とは、「主語の本質 Wesen か、主語の本質の諸要素 wesentliche Stücke のうちの若干のものか、について言明する判断」であり、他方 sU とは、「主語の本質とその諸要素とに属する諸規定を述語が何ら言明しない」判断であって [SJAE, S.74], 「だからそれ [= sU] が必然的で永遠の真理 [つまりア・プリオリ] である場合には、述語として属性 Attribut を有する」[SJAE, S.75]。さらに、aU とは「従来の用語法に従えば、完全に同一かまたは部分的に同一な諸判断」、sU とは「非同一的な」諸判断であり [SJAE, S.75f.]、カントの言う認識の「解明」・「拡張」の対比も以上の区分に対応するものとされる [Vgl. SJAE, S.74]。

ここで、カントがいかなる立場から右の主張に対応するのかを正確に理解するためにも、私たちの当面の関心事である「ア・プリオリ」な認識に関わる限りで、当時の講壇哲学の術語群のカントによる理解を『駁論』の叙述 [Vgl. VIII 228f.] に沿って整理しておきたい。まず、総じてア・プリオリな命題の述語は、「主語に必然的に属する（主語概念から切り離し得ない）」。「これは「ア・プリオリ」の批判的意味からして自然であろう。そして、伝統的には、「こうした述語は、本質（概念の内的可能性）に属する（ad essentiam pertinentia）述語とも称される」。次に、かかる述語は、本質の、その構成要素として ut constitutiva 属するか、それとも、こうした構成要素において本質のうちに充足的に根拠付けられて ut rationata 属しているか、の何れかである。後者が「属性 attributa」と称される。対するに前者が「本質の諸要素 wesentliche Stücke ; essentialia」であり、これは同一の概念のうちに含まれた他の述語を全く含んでおらず（ということは、同一概念の諸述語として相互に導出不可能であり）、「本質の諸要素」の全体が「論理的本質 logisches Wesen」と呼ばれる。

右の理解を踏まえるなら、エーバーハルトが主語の「本質」について言明する判断だという aU は、実は、本質の構成要素のうちに充足的に根拠付けられて属している「属性」を常にすでに含みもっていることになる。すると、エーバーハルトが（「本質」についてではなく）「属性」についての判断だとして aU から区別する sUa は、aU からそれこそ分析的に導出可能だということになってしまう。まさにこのゆえに、主語の「本質」（或いは主語の「本質の諸要素」）を述語が含むか否かに両判断の差異を見ようとするエーバーハルトの定式は無効だ、とカントは考えるのである。皮肉に満ちたカントの肉声を聴こう：「属性という言葉で彼 [エーバーハルト] は総合判断を（その述語の必然性ゆえに）ア・プリオリな判断として、また同時に、本質それ自身またはその若干の諸要素をではなく本質によって根拠付けられたもの Rationata を述べる判断として、標識付けた。こうして彼は、本質によって根拠付けられたものがそれによってのみ主語に関して述定され得る充足根拠律を仄めかすのだ。しかし、彼が頼みの綱としたのは、こうした根拠がここでは論理的な根拠でありさえすればよいこと、すなわち、かの根拠は述語になるほど専ら間接的に

ではあるがしかし常に矛盾律に従って主語概念から導出されることを述べているにすぎないことが、感づかれることはなからう、ということなのである」[VIII230]。

エーバーハルトはさらに、aUは矛盾律に、sUは充足根拠律に、それぞれ従う判断だと断定し両者の対照を際立たせようとするのだが[Vgl. *SJAE*, S.83f.]、カントによる右の論評が喝破する通り、エーバーハルトの理解では対照以前に最初から後者が前者に従属させられてしまっている以上、もはや額面通りに受け入れられるものではない³⁰。というのも、カントによれば、元来、命題の述語が「属性と称されることと言われるのは、属性が必然的帰結として本質から導出され得るということ以上ではなく、[件の属性が]矛盾律に従って分析的なのかそれとも何か或る他の原則に従って総合的なのかは、ここでは全く未決定のまま」だからである[VIII229]。sUaを充足根拠律に基づく判断として把握するには、「その命題は、総合的属性を含んでいる、つまり、必然的な（派生的であるにしても）、すなわちア・プリオリに知り得る述語を、総合判断において含んでいる、と人は付け加えねばならない」と主張される所以である[VIII230]。

こうしてカントは、「論理的本質」に根拠付けられるとされる・従来の通念における「属性」以外に「総合的属性」の存在を主張し、それこそがsUaの述語であるとする。ではそれは何によって根拠付けられるのか。ここでカントは新たに「レアルな本質」³¹なる代物に訴えているものと解される。それは、或る概念にではなく「或る与えられる事物に、必然的に属する、一切のものの第一の内的根拠」だとされる[XI36]が、批判期の真っ只中である1783年から翌年にかけて書き留められたと推定される「覚書 Reflexion」にこうある：「分析的には第一根拠は論理的本質であるが、総合的には第一根拠はレアルな本質である」[XVIII 331; Refl.5706]。

つまり批判期のカントは、当代の講壇哲学による「本質」——カントの言葉では「論理的な本質」——概念の定義³²それ自身には一指も触れず、外見的にはそれを尊重するかのように装いながら³³、「必然的帰結として本質から導出され得る」とされる「属性」概念のほうの改鑄を図っているものと解釈される。具体的に言えば、「属性」を、批判的認識論の見方によれば分析的に得られるべき属性と総合的に得られるべき属性という二つの角度から捉え、それぞれを、既存の「論理的本質」とカントが新たに設定する「レアルな本質」とから導出されるものとして、位置付け直しているのである（別の角度から見ると、このことは、既存の「本質」概念の内包を「論理的」なそれに明確に限定した点で、実質的には、「本質」概念そのものの理解にも修正を迫るものであることは言うまでもない）。伝統的な「属性」概念のおよそ右のような改釈 umdeuten を念頭において初めて、「述語が果してどのようにして総合的な属性として主語概念と結合するかは、主語概念の分析によって引き出すことはできない」[VIII242]とする主張が納得されるものとなる。これは、事柄としてはすでに第一批判において示された優れて特殊カント的な〈思想〉の、なるほど守旧派に應對するための不本意な対機説法の限りでとはいえ、新たに一般的な術語の用法のレベルにまで踏み込んでの再表明である、と理解されてよい。

こうして、sUa すなわち認識の「ア・プリオリな拡張」の可能性を問うことは、講壇哲学的語法

に翻訳して言うなら、「ア・プリオリな諸判断の述語が総合的属性として主語概念に結合し得るのはいかにしてか」[VIII242]を問うことに他ならない。これに対するカントの回答は明快である。すなわち、「与えられた概念以外に、この概念を私の諸述語とともに超え出て行くことを可能にする何か、さらに基体 Substrat として付け加わらねばならないこと、このことは総合という表現によって明晰に示される。従って、探究は、認識一般のための諸表象の総合の可能性へ向けられたのだが、ほどなく直観——ア・プリオリな認識に対しては純粹直観——を認識の不可避の制約として承認するという結果に至らざるを得なかった。この成果³⁴は、総合判断が非同一的判断として説明されることから期待され得なかったし、事実そうした説明からは決して帰結しなかったのである」、と [VIII245]。

見られるごとく、第一批判で示唆されていた「第三者」、すなわち認識を拡張する「総合」を可能ならしめる「基体」とは、(往々にして予期されるように) 統覚やその統一作用であるよりも、むしろ、そうした機能ないし作用に対して肝腎の内容を与えるべき構想力に素材を提供する機制としての「直観——ア・プリオリな認識に対しては純粹直観」の謂なのだ。『駁論』の構想執筆時期と重なりと見られる1789年5月12日付のラインホルト宛書簡では、sUa の〈思想〉の核心は第一批判の「判断力の図式論以降」にあるのであって、「理論的諸認識の一切の総合判断は与えられた概念を直観に關係付けることによってのみ可能です」と、いっそうあからさまに強調されている [XI38] のを見ても、かかる理解の妥当性は裏付けられる。

ということは、要するに、客観の諸規定を陳述する判断の主語概念に向けて、「総合的属性」に対応するものとしての例の「レアルな本質」を供給するのは、感性の形式としての「ア・プリオリな直観」だということである³⁵。このことは、第一批判「原則の分析論」の第三章「一切の対象一般をフェノメノンとヌーメノンとに区別する根拠について」における、「概念の論理的可能性(概念が自己矛盾していない場合)を事物の超越論的可能性(概念に対象が対応している場合)にすりかえる unterzuschieben³⁶ まやかしは、それを試みたことのない者だけを欺き満足させることができる」[A244=B302] との条りに関して、カント自身の手沢本(第一版)では、事物の「超越論的可能性」という表現が「レアルな可能性」という言い回しへとわざわざ修正されている事実からも強く示唆される [XXIII48]。

以上から、こう結論されよう。「レアルな本質」とは、ベックが適切にも「フェノメナルな本質」として際立たせているように³⁷、概念に時空的な存在性格を付与する役割を担う契機である。これは「与えられた概念」の分析——そこで得られるのは概念の「論理的な本質」である——からは得られないし、「可能な経験」の基礎付け(裏返して言えば、物自体についての sUa を「可能な経験」の領域から排除すること)という批判的認識論のプログラムに沿う限り、むしろ断じて得られてはならない。そのことを明確にするには伝統的な概念装置の改鑄が不可避であった。ここに、伝統的な「属性」概念を分析的なそれと総合的なそれとして捉え返したカントの意図は、「ア・プリオリな直観」に「ア・プリオリな概念」と並ぶ固有の地位を保証することにこそあったの

だ、と先の議論を振り返りつつ確認することができる。そして、この一点を力説すべく、主述両概念の「同一性」——「属する」とか「本質と属性」とかいった表現に示される概念間の包含関係——を標識として両判断の区別を図る手法が最終的に見限られ（定義甲への自己批判！）³⁸、〈「ア・プリオリな直観」を介して認識を拡張する「ア・プリオリな総合」〉という比量的テーゼ、およびそれに表裏する帰結である叡知界の認識可能性の遮断を、誤解の余地のない仕方で示し得る定義乙へと一本化されるに至ったのだと、今や見定めることができよう。

VI 結語——批判的な形而上学とは何か

エーバーハルトによる sUa と aU との同一視は、結局、前者に「空間時間というレアルな本質 Realwesen von Raum und Zeit」[XI37] を与えるものとしてカントが不可欠視する「（ア・プリオリな）直観」は、主語の「概念」（の「論理的本質」）には含まれていないゆえにそこから析出されはしないのだ、という批判的洞察——この洞察自体は、『駁論』では、対象への時空性の付与とカテゴリーの作用機能とが、ともにそれ以上遡源し得ず従って相互に基礎付けられもしない、認識主観による「根源的な獲得」作用だと主張される点に示されている [Vgl. VIII221f.]³⁹——を全く理解しないところに成り立つものであった。ここからして、かかる洞察に対して無頓着なまま下される両判断の区別への批判は総じて皮相だということにもなる。述語の分析性・総合性とは結局、判断時点に判断者が弁えていた主語概念の内実の多寡といった偶然的要素に依存するのではないかという類の、最初から個別具体的な経験の水準のみに議論を限定した通俗的批判はその典型である⁴⁰。判断の時点を真偽判定の決め手とする（つまり「レアルな本質」としての時間直観に依存する）ような判断は、少なくともカントの立場からは sU 以外ではないし、何よりもこうした批判においては、批判的認識論の問題関心が個々の sU の可能性の制約としての sUa の探究にあるという点が根本的に見失われている⁴¹。これとは対蹠的に、sUa の存否をめぐるカントとエーバーハルトの論争は、今日なお一部に見られるように sUa を専ら科学論的位相へと矮小化した上で展開されたのでもなく、徹頭徹尾「形而上学」の存在性格という問題関心を共有しつつ交わされた点に大きな意義があろう。この論争でカントは、「本質」「属性」といった術語に拘泥するエーバーハルトの立論を、「直観」の固有性を確保し得ぬがゆえに対象との連関を考察し得ない「論理学」——すなわち「超越論的論理学」ならざる「一般論理学」——の地平に終始するものと断じ、従ってそれは所詮「形而上学」たり得ない、として斥けるのである [Vgl. XI36f.; VIII 242f.]。

では、そうした反論の構造から推し量るに、学として再構築された批判的な形而上学とは畢竟いかなるものなのか。「[純粋理性の] 批判は形而上学的でしかも総合的な諸原則の体系全体の考案を呈示しこれをア・プリオリな証明によって明らかにしている」[VIII233] との『駁論』の主張に従うならば、批判的形而上学を構成するのは、まずもって純粋悟性の総合的原則である。さらに、そうした原則の根拠をなす「ア・プリオリな諸概念——対応する諸対象が経験において与えら

れ得るような——」である純粋悟性概念が加わる。これを扱うのは、やはり、批判の結果「一個の学たる確実な歩み」を「約束」された「形而上学の第一部門」だと明言される点から、そのことは確証される [B XVIII]。

こうして、カテゴリーと原則とが「存在論」としての批判的な形而上学の根幹をなし [Vgl. XX260], それらについての認識が「超越論的」認識だということになる [Vgl. B25]。ここに原則とは、数学における「直覚的原則」すなわち「公理」に対置される「比量的原則」すなわち「公則 *acromata*」の謂である [Vgl. A732ff. = B761ff.; IX110]⁴²。なお、「数学と自然科学は純粋理性の批判を必要としない」[XXIV₂ 744] との明言からも了解される通り、かかる原則が直ちに「自然法則」そのものであるのではない。少なくとも第一批判「原則の分析論」では、「ア・プリオリで純粋な原則」は、「ア・プリオリ」だが「経験的な悟性使用の根本法則」と見なされる「自然法則」から分離され、後者は、「普遍的な自然法則」[IV295; Prol. § 15 / IV306; Prol. § 23] としての) 前者に従属するとされている [Vgl. A158f. = B197f.]。この点を重視するなら、「超越論的分析論」の随所で挙げられる「家」や「水の凍結」の「描出 *zeichnen*」といった「実例 *Beispiel*」は [Vgl. z.B. B161f.]、総じて「自然法則」——可能な経験に属する対象を主語とする純粋自然科学の命題である〈ア・プリオリな非純粋判断〉——を原理としてすでに「含む」[B17] ところの「現象」[B162 / A190 = B235] の記述、つまりは特殊カント的な意味での「経験」の実例なのであって、〈ア・プリオリな純粋判断〉である原則そのもの——「対象一般」に関与すべき形而上学の純粋概念としてのカテゴリーに由来する——と性急に同一視されてはならない（——すなわち「事実問題」と「権利問題」の峻別⁴³）。この原則をいかにして（未限定の）対象に適用し客観を成立させるのか、これこそが形而上学の関心事である。その意味で、この原則こそ、形而上学とは（個々の対象の „Was“ に関わるのではなくしてむしろ）対象一般の「認識様式」すなわち „Wie“ に関わる問いだとする、本稿序に見た『プロレゴメナ』で表明されていたカント自身の了解を端的に体现する装置なのである。かかる「認識様式」としての形而上学は、それが「認識様式」である限り、特定の対象をもたない。「カテゴリーは思考においては […] 制限されておらず、無際限の領野を有する」[B166, Anm.]、つまりは「物一般」[z.B. A238 = B298] を思考し得る、とする言明はその証左である [Vgl. auch A88 = B120]。翻って、カテゴリーと原則が意味をもつのはア・プリオリな直観に（また従ってそれを介して可能な経験に）適用できる限りにおいてだ、と縷説されるのは、その場合にこそ、件の「認識様式」が実質——「レアルな本質」——を得て客観を構成し、かくて形而上学は数学・自然科学なみの学たり得ることが確認される、と考えられるからに他ならない。

こう見て来ると、sUa を aU から峻別する立場を貫徹しようとする限り、かの「第三者」とは、「感性的直観の一切の制約から全く独立している」「統覚の根源的綜合的統一」[B137; vgl. auch B151] の作用ではあり得ず、むしろ、時空の形式という仕方で「構想力の超越論的綜合」[B151; vgl. auch A145 = B185] に「多様」を供給し、そのことによって右述の意味の「経験」を構成する「統覚の超越論的統一」[B139] の作用に外部性を保証するところの「ア・プリオリな直観」を基礎

とするものでなければならぬ理由も納得される⁴⁴。その次第は以下の通りである。まず、aUといえども主語概念を分解する表象操作である [Vgl. A7=B11] からには、sUと同じく、統覚作用（この場合には「統覚の分析的統一」[B133]）の所産である。ところで、批判的認識論においては、「悟性が予め何も結合しなかった場合には、悟性はまた何も分析できない」[B130]と言われるように、認識対象に対応する概念内容がすでに予めsUによって与えられている場合にのみaUは意味をもつと考えられるから、aUを遂行する統覚は構想力との提携を要しないことになろう。そのような統覚作用とは、まさしく「感性的直観の一切の制約から全く独立している」とされる「統覚の根源的総合的統一」から派生するものであろう。実際にも、かかる「統覚の総合的統一」の作用は、「全ての論理学」が———ということは、ア・プリオリな総合判断の可能性を探究する「超越論的論理学」のみならず、従来の「一般論理学」までもが———繫留される「最高点」として、従ってaUにとっても不可欠の作用機能として、位置付けられている [B133, Anm.]⁴⁵。そうである以上、表象内容を産出せずその操作機能にとどまるとされる言わば裸の「統覚」に漠然と注目したところで、事柄としては既存でもあるaUからsUaを新機軸として差異化しようとするカントの批判的な目論見は、全く果されないのである。

人間にとって可能な認識を比量的認識と見る根本的洞察に立脚しつつ「ア・プリオリな直観」を自立させ、また綜合作用一般としての「知性的総合」から総合判断形成の基礎としての「構想力の超越論的総合」の本領である「形像的综合」を種的に区別しようとする点に、伝統的な形而上学に対する批判的な形而上学の一特徴を見ることができよう。

註

カントの原典からの引用は、第一批判のみR・シュミット校訂による哲学文庫旧版 (PhB., Bd. 37a) を用い、慣例に従って原著第一版と第二版をそれぞれA, Bで示しこれに原著の頁付を添えて典拠を指示する他は、原則としていわゆるアカデミー版に拠って該当箇所の収載巻数・頁数をローマ数字・アラビア数字の併記により示し、『プロレゴメナ』についてはさらに節番号を付した。丸い傍点と () は原著者、筆先の傍点と [] は引用者による。

以下の文献の引用は略号と頁付との併記により行なう。

LV = Kant, Immanuel: *Logik-Vorlesung. Unveröffentlichte Nachschriften*, 2 Bde. [Kant-Forschungen, Bde. 8 / 9], bearb. v. Tillmann Pinder, Hamburg 1998.

SJAE = Eberhard, Johann August: „Über die Unterscheidung der Urteile in analytische und synthetische“, in: *Philosophisches Magazin*, St.3, Nr.4, Halle 1789, S.307–332, jetzt in: M. Lauschke / M. Zahn (Hg.): *Der Streit mit Johann August Eberhard*, Hamburg 1998, PhB. Bd. 481, S. 70–84.

① より踏み込んで言うなら、ヴォルフ的思考によれば、形而上学において判断なるものは主語概念の分析に尽きるからsUはあり得ずすべてはaUである (Vgl. Ch. Wolff: *Philosophia prima sive*

Ontologia, 1730/ 1736, § 497)。さらに、山本道雄「〈金は黄色の金属である〉は分析判断か——可能的経験世界はいかにして確定されるか」(神戸大学大学院文化学研究科『文化學年報』第16号[1997年] 1-43頁所収), 11-12頁, をも参照。

② この箇所には錯簡問題の存在が知られているが、哲学文庫版(PhB.)の本文校訂に従った。

③ cf. e.g. H. E. Allison: *The Kant-Eberhard Controversy*, Baltimore / London 1973 (= Allison [1973]), p.48; M. S. Gram: "The Crisis of Synthetcity: The Kant-Eberhard Controversy", in: *Kant-Studien*, Bd. 71, 1980, S.155-180; H. E. Allison: *Kant's Transcendental Idealism*, New Haven / London 1983 (= Allison [1983]), pp.73ff.

④ cf. also L. W. Beck [1]: *Early German Philosophy*, Cambridge, Mass.1969, p.466.

⑤ Vgl. G. Lehmann: *Herausgebers Einleitung zu Vorlesungen über Logik Kants*, in: XXIV₂ 978.

⑥ 同様の記述は、1770年以降の比較的早い時期に決定稿が成立したと見られる『プロムベルクの論理学』にもある[XXIV₁ 232]。しかし、この文献は成立時期の近接する『フィリピの論理学』に比ベテキストの質の点で大きく劣ると診断されているため本稿の考察では援用しない。Vgl. N. Hinske: *Kant-Index*, Bd.3, Stuttgart-Bad Cannstatt 1989, S. XXVI-XXX.

⑦ Vgl. G. Lehmann: *Herausgebers Anhang zu Vorlesungen über Logik Kants*, in: XXIV₂ 1089.

⑧ 同節の全文は次の通り:「真理の認識とは、証明可能な認識であるか、証明不可能な認識であるかだ。後者は私たちがそれを判明に認識するや否や私たちにとって確実だが、前者は違う。後者は証明抜きに十分確実だが、前者は違う。不安定な認識や証明可能な認識を「誤って」証明不可能と見なさぬよう、用心がなされる」[XVI485f.]。「証明不可能な命題」の意味内容について詳しくは次の研究を参照: 檜垣良成『カント理論哲学形成の研究——「実在性」概念を中心として』1998年, 199頁以下。

⑨ cf. G. W. Leibniz: "Discurs de métaphysique", § 8, in: C. J. Gerhardt (Hg.): *Die philosophischen Schriften*, Berlin 1880, Nachdruck Hildesheim 1996, Bd.4, S.432f.; L. W. Beck[2]: "Analytic and Synthetic Judgments before Kant", p.85f., in: id.: *Essays on Kant and Hume*, New Haven / London 1978.

⑩ 山本道雄「なぜカントはクルージウスを理解できなかったか」, 神戸大学文学部『紀要』第23号, 1996年3月刊, 所収, 67-68頁。

⑪ cf. Allison [1983], p.73f.

⑫ ハルテンシュタインの校訂に従って読む。

⑬ Vgl. N. Hinske: *Kant-Index*, Bd.6, Stuttgart-Bad Cannstatt 1995, S. XIV.

⑭ ヒンスケは、1780年代初頭、第一批判刊行直前の講義がもとになっている、と見る(Vgl. ebd., S. XIV, LV)。ピンダーは、出所不明瞭でもある1789年という本筆記録の年代呈示には意味を認めず、1780年頃の素材をもとに成立した点では他の筆記録と事情は変わらない、とする(Vgl. LV LVIf.; LVII, Anm. 93)。

⑮ ただしこの部分はノート本文の筆跡とは「別の筆跡で」「(本文への関連を)指示する目印なしに」欄外に記入されている、とレーマンは報告している。Vgl. Lehmann: a.a.O., S.1059.

⑯ Vgl. D. Henrich: „Kants Denken 1762/3. Über den Ursprung der Unterscheidung analytischer und synthetischer Urteile“, in: H. Heimsoeth et al. (Hg.): *Studien zu Kants philosophischer Entwicklung*, Hildesheim 1967, S.34f..

⑰ まず、『フィリピの論理学』においてそれが見出された『綱要』§ 192への各筆記録の対応箇所には、両判断を区別する定式への言及は見当たらない。同書「学的判断論」[§§ 292-352], 続く「学的推理論」[§§ 353-413]への各筆記録の対応箇所についても同様(対照関係の比定についてはVgl. XXIV₂ 1085ff.; LV665ff.)。なお、「証明可能ないし不可能な判断」という主題の点で § 192に類似し、同節との照合をマイアー自身が求めてもいる § 313 (~ § 318)に対応する筆記録の記述の解釈については、第IV節にて後述する。

むしろ、論理学講義において「分析／総合」という概念対が鍵概念として頻出するのは、専ら「概念」の「定義」を論ずる局面である[z.B. XXIV₂ 656; 757-759; 914-923; LV 156f.; 167; 179f.; 238; 259; 404-409; 415; 565]。「概念」の「分析／総合」とは、「概念」の「徴表 Merkmal」を取り出す「手続き」を特徴づける表現であり、恐らくは、『綱要』§ 139における「分析」本位

のマイアー説（カント自身の言い方では「ヴォルフ学派の論理学」）との対質の中で培養された [Vgl. z.B. IX63f.; XXIV₂ 538; 636; 730; 843ff.]. その用例は、『綱要』「学的認識の明晰性」の一部 (§§ 135~140) 及び「学的概念論」の一部 (§§ 254~278) への対応箇所集中している。

なお件の概念対は「理性認識の方法」を区別する文脈（『綱要』 §§ 422~426の叙述に概ね呼応）にもある [z.B. XXIV₂598; 684; 779; LV 207; 491f.] が、周知のごとくこの用法は「判断」の区分の場合と同一視できない [Vgl. IV276; Prol. § 5, Anm.] から今は措く。

ところで、「方法」をめぐる「分析／総合」の対概念のカントによる用法は、『プロレゴメナ』（§§ 4, 5）で言及されるパッポスに由来する元来は幾何学上の方法としてのその他に、「部分間の整合性をひとまず措いて（a）現実から最高原理へと向う分析と（b）最高原理から出発して、分析の途上に生じた矛盾を解消しつつ経験的現実を再建する総合」というガレノス起源の用法が第二批判序文 [V10] に見出され、批判的思考において共存しているという。この論点については、次の論考に教えられた：福谷茂「物自体と『純粹理性批判』の方法」（京都哲学会編『哲学研究』第547号 [1982年] 99-135頁所収）、特にその第「一」節。

⑮ もちろん、批判的思考の精髓を紹介する目的も兼ねて本文が整定されたであろうイエッシェ編『論理学』と、その原本とも見られる『ペーリッツの論理学』は除く。

⑯ Vgl. G. Lehmann: *Herausgebers Einleitung zu Vorlesungen über Logik Kants*, in: XXIV₂ 981.

⑰ さらにピンダーは、ノートの成立が1781年以前には遡り得ないことは確かだ [Vgl. LV LVI] としているが、本稿では断定を控える。

⑱ ピンダーの校訂に従って読む。

⑳ 『綱要』 § 315の本文は少なくとも §§ 312, 313を前提している。まず § 312で「一切の学的諸判断は理論的諸判断 **Erwägungsurtheile** (iudicia theoretica) か実践的諸判断 **Übungsurtheile** (iud. practica) である」とされ、次いで § 313で「一切の学的諸判断は証明可能な諸判断 **erweisliche Urtheile** (iudicia demonstrativa) か証明不可能な諸判断 **unerw. Urth.** (iudicia indemonstrabilia) かである。後者の場合には、その真理性は、私たちがこの諸判断を判明に認識するや否や自らによって照らし出されるのに対し、前者は証明を欠くならば確実ではあり得ない」と言われたその上で、§ 315がくる。その全文は以下の通り：「証明不可能な諸判断は理論的判断か実践的判断かである。前者は根本的諸判断 **Grundurtheile** (axioma)」であるが、後者は要請的諸判断 **Heischeurtheile** (postulatum) である。証明可能な判断を証明不可能な判断と見なしてはならない」[XVI615-618]。カントもいわゆる『判明性論文』において „unerweislicher Satz“ を „unerweisliches Grundurteil“ と言い換えている [Vgl. II281f.]。

㉑ Vgl. Henrich: a.a.O., S.23f..

㉒ ここまでの議論から、夙に久保元彦氏が指摘した通り、前批判期における「証明不可能な命題」は「分析判断」の基礎であったのに対し、批判期におけるそれは「総合判断」の基礎へと転位していることが改めて確証されよう（久保元彦「現存在の根拠の問題と総合的判断（二）」、東京大学教養学部紀要『比較文化研究』第10輯 [1970年] 所収、の177頁、及び185頁以下、を参照）。

㉓ Vgl. Lehmann: a.a.O., S.980.

㉔ アリソンは、カントの「概念」の概念には「直観」を包括する「緩やかな意味」がある [Vgl. A85=B118] ことを指摘し、定義甲における「概念」をこの意味に解することで批判期における定義甲の有効性を説く (Allison [1973], p.72) が、納得し難い。そうだとすると、『プロレゴメナ』と『駁論』で定義甲が消えた理由が全く不可解だからである。

㉕ 前引の『ペーリッツの論理学』に見られる定義乙に関して言えば、前註15に記した草稿の状態を考え合わせるならば、むしろ批判的思考において定義乙が確立した後になってから追加的にノートに書き込まれたものとすら考えられよう。

㉖ 「ドイツで出版されることになっていたラスベ版 [ライブニッツ著作集——『人間知性新論』を初収録] の単に大掛かりなだけの書評」を1766年に書いた人物。彼は「ヴォルフ派の流儀でライブニッツに関心を寄せただけ」だとトネリは報告している。G. Tonelli: “Leibniz on Innate Ideas and the Early Reactions to the Publication of the *Nouveaux Essais* (1765)”, in: *Journal of the History of Philosophy*, vol.12, 1974, pp.448f.

㉗ cf. Allison [1973], p.37.

- なるほど確かに『駁論』の準備草稿では、カント自身、「ライブニッツが矛盾律と充足根拠律という二つの原理でもって理解していたのは、十中八九、分析判断とア・プリオリな総合判断との区別に他ならない」と独白してはいる [XX376]。しかし、カントが自身の批判的立場からそのように理解するには、今や「本質」概念の再検討が不可避なのである。本稿における当面の議論の展開を見通しておけば、充足根拠律に基づく判断としての sUa のうち、真なる（学的）判断と仮象的判断を峻別（＝批判）する規準を、従来の「論理的本質」とは次元を異にすべき「レアルな本質」の、「ア・プリオリな直観」を介しての判断への付与可能性に見るのがカント固有の戦略である。カントの見立てでは、ライブニッツの「充足根拠律は、その根底に何らア・プリオリな直観を置くことを得ないと信じ、その表象を純然たるア・プリオリな諸概念へと還元した」ものであったからである [XX282]。
- この概念自体は、すでに1760年代末以来の「覚書」に見出される。Vgl. H. Graubner: *Form und Wesen. Ein Beitrag zur Deutung des Formbegriffs in Kants ›Kritik der reinen Vernunft‹*, Kant-Studien Erg.-hefte, Bd. 104, Bonn 1972, S.16.
- Vgl. Ch. Wolff: *Philosophia prima sive Ontologia*, §§ 143–152; A. G. Baumgarten: *Metaphysica*, §§ 37–50; G. F. Meier: *Auszug aus der Vernunftlehre*, §§ 120–121.
- 「本質」へのカントの応対について石川求氏の二論文を参照のこと：「本質を語らず——カントの沈黙」、『理想』第663号 [1999年] 所収；「規定の闇へ」、『意味及び様相の形而上学との関連から見た認識活動への自然主義的アプローチの再検討』（平成12年度科学研究費補助金 [基盤研究 (C)] 研究成果報告書，研究課題番号10610011）[2001年] 所収。「潜在的 virtuell」「潜在性 Virtualität」という術語をカントは（恐らく）意図的に用いていない、との後者の論文の指摘（42頁）は重要である。現実性が潜在性から「析出」されるのを拒む思考は、直観が概念から「析出」されるのを拒む思考と同根だからである。
- 哲学文庫版（PhB. Bd.481）所収の本文に従い、「Leitung」を「Leistung」に改めて読む。
- 同書簡の中で「レアルな本質」について「人間は客体に関して何ら認識できない」[IX36]とか「探究不可能だ」[IX37]とか強調されるのも、これが時空形式（＝それ自体としては対象化できない感性の作用）としての「ア・プリオリな直観」を意味するものと考えるならば、時空は対象との関わりを離れては人間にとっては無に等しいとして時空の「超越論的観念性」を説く第一批判「超越論的感性論」の見地と整合的に理解できよう。
- グリロの校訂に従って読む。
- cf. Beck [2]: p.99f.
- この点を強調してしすぎることはない、と私は考える。というのも、かのクワインですら、今日に至るまで根強い影響力を及ぼし続けている論文「経験主義のふたつのドグマ」においてカントの分析性の概念を批判する際に、定義甲での表現だけを念頭に置いているように見えるからである。飯田隆訳『論理的観点から』所収，32頁，を参照のこと。
- 「根源的な獲得」という概念については、拙稿「批判的空間に生きる「私」とは——幾何学と「根源的獲得」の視点から」（カント研究会編『現代カント研究 第8巻 自我の探究』，2001年，晃洋書房刊，所収）を参照のこと。
- cf. Allison [1973]，p.55.
- sU とは「経験に訴えて真偽の決まる判断」だとする教科書的説明があるが、批判的認識論の理解に援用する際には慎重を要しよう。件の説明は，sUa が sU 一般を（ないしはア・プリオリな直観がア・ポステリオリな直観を）可能にするという特殊カント的な「経験」の構造を含意せずに成り立ち得るからである。
- 『ペーリッツの論理学』では「論理学で公理と公則とをこうして区別することはカント教授以外によつては全くなされなかった」とその独創性が強調されている [XXIV₂ 582]。この事実からも、（すぐ後で触れるように、）原則をもろもろの自然法則と安易に同一視することはかえってカントの意図に反するであろうことが推察されよう。
- 第一批判第二版では命題「あらゆる変化は原因をもつ」がときに〈ア・プリオリかつ非純粹〉、ときに〈ア・プリオリかつ純粹〉な判断として呈示されていた [Vgl. B3; B5]。この事態は今や次のように把握できよう。すなわち、同一の命題が、自然科学と形而上学という異なる位相で、つまり

片や事物に適用され「変化」という「経験」を個々に構成し行く（万人に妥当する）「経験的な悟性使用の根本法則」として、片や普遍的な原則そのものとして、考察される例証なのだと。

なお、「純粹自然科学」が〈ア・プリオリな非純粹判断〉をも含む、とは一見奇妙な主張だが、思索史上、カント自身によってすでに容認されていたと解し得る言葉遣いである。その典拠は第一批判の改訂（1787年6月）に4年先だって刊行された『プロレゴメナ』にある次の文言である：「両者〔純粹数学と純粹自然科学〕は、一方は teils 純然たる理性によって必然的に確實な諸命題を、他方は teils 経験に基づく一般的な同意によるものの経験とは徹頭徹尾独立なものとして承認される durch [α] *die allgemeine Einstimmung aus der Erfahrung*, und dennoch als [β] *von Erfahrung unabhängig durchgängig* anerkannt 諸命題を、含んでいる」[Vgl. IV275; § 4]。文中、「純粹自然科学」に言及するのは明らかに「他方は」以下の部分である。そのさらに後半部にあるβの条りが、この学のア・プリオリな性質を指していることは、例の „schlechterdings von aller Erfahrung unabhängig“ [B3] という「ア・プリオリ」の概念の定義的説明との表現上の共通性に鑑みて疑う余地がない。次に、やはり第一批判第二版での、「ア・プリオリな認識のうち経験的なものが何ら混入していない認識が純粹と称される」[B3] との主張を考慮するならば、前半部にあるαにおいて右述の意味での学の「非純粹」性が承認されていると考えられる。かくて、この条りでは、「純粹自然科学」のア・プリオリかつ非純粹な性質が、カント自身によって語られているものと解される。

「或る著述の全体を十分に把握しないうちから」そこに見出されると人々が申し立てるような「諸矛盾は、それらを他の箇所と結び付けて考察してみるならばすべて自ずと雲散霧消するものだ」というカント自身の言葉が改めて銘記されるべきであろう [VIII183]。

④ カント自身はこの「第三者」を「一個の経験における時間限定の制約」とする [A733=B761]。時間直観を供給する「ア・プリオリな直観」が大前提にあることは明らかだろう。

⑤ この註釈において、統覚が「悟性そのもの」だとされるのは、本稿が見定めたような意味で、統覚が aU・sU 双方すなわち一切の判断作用に伴う点に着目してのことであろう。

〈付記〉 本稿の初期形態は、哲学会第40回研究発表大会（2001年11月4日、於東京大学法学部第21番大教室）、カント研究会第165回例会（2002年8月25日、於上智大学図書館 L524会議室）にて口頭発表された。内容に関して発表前後にご教示・ご批評下さった研究者各位に深謝申し上げたい。

なお本稿は、2002（平成14）年度科学研究費補助金・若手研究 B・研究課題名「カントの「ア・プリオリ」概念の成立史的研究——「根源的獲得」概念を手掛かりに」（課題番号14710005）、による研究成果の一部である。

（2002年10月3日受理）